

既存建物の変更又は取壊し時の届出について

釧路市阿寒本町及び阿寒湖温泉市街地区では、わかりやすく住みよい町づくりのため、平成7年度から住居表示制度を実施しています。

住居表示は、既存住宅や新たに建てられる住居（建物）に住居の番号（住所）が付けられていますが、最近に変更や廃止の届出が提出されないため、すでに存在しない住居番号が残ってしまい、新たな建て替え時に住居番号を付ける際に支障が出る場合があります。

また、リフォームなどにより集合住宅などにおける居住世帯数が変わるような改修を行う場合には住居番号の変更や増えた分の住居番号を付ける必要が生じますので、変更等が必要かどうか分からない場合はお問い合わせ下さい。必要となった場合は下記の書類を提出願います。

あるいは、既に住居表示番号が付いている建物などを取り壊す際は必ず廃止の届出を行って下さい。ただし、既存建物を壊した後に新たに建て替える場合は原則新規扱いとなりますので一度ご相談下さい。

いずれの場合も届出時期は改修や撤去工事、新築工事が始まる頃に届出願います。

【居住世帯数が変わるような改築時等に必要な届出】

※ 改築（リフォーム）しても出入口の方向や位置が変わらない場合は届出不要

必要な書類	部数	備 考
住居番号（変更・廃止）届出・申出書	1	
変更後の位置図（工事箇所図）	1	※ 敷地と建物の位置関係、方角がわかるもの。（周辺の建物等が記載されたもの。）
変更後の建物平面図	1	※ 寸法が記載され、玄関口の位置がわかるもの。（複数の玄関口がある場合、主となる玄関口がどれなのかを余白等に記述のこと。）
変更後の建物立面図 （アパート等 2F 以上に玄関がある場合のみ必要）	1	※ 寸法が記載され、玄関口の位置がわかるもの

【廃止時に必要な届出書類】

○住居番号（変更・廃止）届出・申出書・・・1部

申請又は問い合わせ先

〒085-0292

釧路市阿寒町中央1丁目4番1号 釧路市阿寒町行政センター地域振興課（2F）

TEL 66-2121 内線7262 FAX 66-3959

※ 阿寒本町・阿寒湖温泉地区以外の旧阿寒町内では住居表示を実施していないため、上記の住居表示に関する手続は必要ありませんが、無届だと固定資産税などが徴される場合があるため、必要な手続については事前に資産税課などにお問い合わせ下さい。